

市町村土地開発公社事務取扱要領

昭和４８年２月９日付地第１３２４号
改正昭和５７年１１月１７日付地第１１８１号
改正令和７年３月２８日付市町村第１２３４号

第１章 設立

（趣旨）

第１条 この要領は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和４７年法律第６６号。以下「法」という。）に基づく市町村土地開発公社の設立・組織変更及び運営に関する事務について必要な事項を定めるものとする。

（設立認可の申請）

第２条 法第１０条第２項の規定に基づき、土地開発公社の設立認可を受けようとする市町村は、土地開発公社設立申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に正本１部、副本３部を提出しなければならない。

- （１） 設立趣意書
- （２） 定款
- （３） 設立団体の議会の議決書及び議事録の写し
- （４） 設立団体の名称及び住所を記載した書類
- （５） 設立団体の予算書
- （６） 出資財産目録
- （７） 予定事業一覧表（別紙様式１号）
- （８） 将来負担比率見込み調書
- （９） 平成２６年８月５日付け総財公第１０２号総務省自治財政局長通知「第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定について」別紙１
- （１０） 設立団体の財政状況一覧表
- （１１） 役員に就任を予定されている者の氏名、住所及び略歴を記載した書類並びに就任承諾書
- （１２） 土地開発公社と設立団体との一般職員の身分に関する協定書
- （１３） 業務方法書
- （１４） その他知事が必要と認める書類

（設立の認可等）

第３条 知事は、前条の申請書を受理した場合には、法で定めた事項のほか、別に定める基準により認可又は不認可を決定し、その旨を設立団体に通知するものとする。

知事は、認可をした場合は、認可年月日、土地開発公社の名称及び事務所の所在地を告示するものとする。

（設立登記の報告）

第４条 設立を認可された土地開発公社が、法第１５条第１項の規定により設立の登記をしたときは、登記完了の日から１０日以内に登記簿謄本を添えて、その旨を知事に報告しなければならない。

（財産移転の報告）

第５条 設立を認可された土地開発公社は、第２条第１項第６号の出資財産目録記載の財産の移転を受け、当該財産の移転が終わったときは１０日以内にこれを証する書面を添えて、その旨を知事に報告しなければならない。

第２章 監督

(登記等に関する報告)

第6条 土地開発公社が次に掲げる行為をしたときは、20日以内にこれを証する書面を添えて、その旨を知事に報告しなければならない。

- (1) 設立の登記を除き、法第15条第1項の規定により登記をしたとき
- (2) 監事に異動があったとき
- (3) 基本財産の額を増減したとき

(事業計画の報告)

第7条 設立団体の長は、土地開発公社の事業計画に関する書類(別紙様式第2号、3号)及びその他知事が必要と認める書類を当該年度の4月20日までに知事に提出しなければならない。

2 事業計画に変更があった場合も速やかに前項の措置をとらなければならない。

(決算報告)

第8条 設立団体の長は、土地開発公社の決算に関する書類を翌年度の6月20日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益計算書
- (3) 剰余金計算書
- (4) 剰余金処分計算書
- (5) 財産目録
- (6) 事業報告書
- (7) 決算監査意見書
- (8) 事業実績一覧表(別紙様式4号)
- (9) 保有土地一覧表(別紙様式5号)

(監督)

第9条 知事は、前2条の規定により提出された書類を審査し、必要と認めるときは、その職員をして土地開発公社の調査をさせることができる。

2 知事は、前項の調査の結果、必要と認めるときは、設立団体又はその長に対し、業務に関し必要な命令その他必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

3 知事は、その他必要な場合に前2項の調査及び要求をすることができる。

(定款の変更)

第10条 土地開発公社は、法第14条第2項の規定に基づき定款の変更認可を受けようとするときは、変更認可申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 定款変更の条文及び変更の理由
- (2) 設立団体の議会及び理事会の議決書及び議事録の写し
- (3) 新旧条文対照表
- (4) その他知事が必要と認める書類

第3章 解散

(解散の承認)

第11条 土地開発公社が法第22条第1項の規定に基づき、土地開発公社の解散の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

- (1) 解散の理由書
- (2) 財産目録
- (3) 残余財産及びその処分の方法に関する書類又は負債関係及びその処理の方法に関する書類

- (4) 理事会及び設立団体の議会の議決書及び議事録の写し
- (5) その他知事が必要と認める書類

(様式第 1 号)

予 定 事 業 一 覧 表

(単位：千円)

[illegible]

(様式第2号)

事業

1 事業の概要

①事業の目的、内容	②処分の相手方	③処分予定価格 千円
-----------	---------	---------------

2 公社事業として採択する理由

--

3 取得予定地の状況

①所在	②地目	③取得面積	m ²	⑥法令に基づく許認可等との関係 (都市計画法等)
		④価格	千円	
		⑤1m ² 当たりの価格	円	

4 事業計画

区 分	全 体 計 画	前年度末 までの実績					計	備 考
		年度	年度	年度	年度	年度		
①取得(埋立)	千円						千円 0	
②造 成	千円						千円 0	造成面積 m ²
③その他	千円						千円 0	事務費 千円
④ 計	千円	0	0	0	0	0	千円 0	
⑤資金借入金	千円						千円 0	借入先 年 利 債務保証
⑥⑤の償還計画	千円	() 0	()	()	()	()	千円 0	償還期限 年度
⑦借入残	千円	0	0	0	0	0	千円 0	
⑧取得(埋立)面積	m ²	0					m ² 0	
⑨処分面積	m ²	0					m ² 0	

5 取得予定地の利用計画

①利用形態 (施設名とその数、規模)	②建設年度	③建設費 (事業費総額) 内 国庫補助金 県補助 地方債 訳 一般財源	0 千円 千円 千円 千円 千円	④土地利用計画との関係
-----------------------	-------	--	------------------------------	-------------

(様式第3号)

1 過年度事業にかかる借入金及び償還に関する調べ(年 3月31日現在) 単位: 千円

事業名						計
借入額 a						0
償還額 b						0
年度末残高 a-b	0	0	0	0	0	0

2 資金借入、償還に関する全体計画 単位: 千円

年度		前年度末までの実績	年度	年度	年度	年度	計
事項							
過年度分	借入額 a						0
	償還額 b						0
	年度末残高 a-b	0	0	0	0	0	0
平成年度計画事業分	借入額 a						0
	償還額 b						0
	年度末残高 a-b	0	0	0	0	0	0
計	借入額 a	0	0	0	0	0	0
	償還額 b	0	0	0	0	0	0
	年度末残高 a-b	0	0	0	0	0	0

3 累積借入金に関する調べ 単位: 千円

設立団体の年度決算額	左の決算における経常一般財源	設立団体の年度決算見込額	左の決算見込における経常一般財源	年3月31日における累積借入額 a	年度計画による借入金 b	a+b
						0

4 将来負担比率の見込調べ 単位: 千円

年度		年度	年度	年度	年度	年度	備考
事項							
将来負担額	地方債の現在高						
	債務負担行為に基づく支出予定額						
	公営企業債等繰入見込額						
	組合負担等見込額						
	退職手当負担見込額						
	設立法人の負債額等負担見込額						
	連結実質赤字額						
	組合連結実質赤字額負担見込額						
	計 A						
充当可能財源等	充当可能基金						
	充当可能特定歳入						
	基準財政需要額算入見込額						
	計 B						
A - B							
標準財政規模 C							
算入公債費等の	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費						
	災害復旧費等に係る基準財政需要額						
	密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金						
	計 D						
C - D		0	0	0	0	0	
将来負担比率 (A-B) / (C-D)							

(様式 4 号)

事業実績一覧表

事業名	区分	面積	計画 A	実績 B	B／A × 100	備考
		金額				
		面積	m ²	m ²		
		金額	千円	千円		
		面積	m ²	m ²		
		金額	千円	千円		
		面積	m ²	m ²		
		金額	千円	千円		
		面積	m ²	m ²		
		金額	千円	千円		
		面積	m ²	m ²		
		金額	千円	千円		
		面積	m ²	m ²		
		金額	千円	千円		

(様式 5 号)

保有土地一覽表

[illegible]